

元四教学第 263 号

令和元年 7 月 4 日

各 学校長 様

四万十町教育委員会
教育長

修学旅行引率時の町雇用臨時職員に係る宿泊費の支給額変更について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和元年度に入り、会計管理室から修学旅行時の町臨時職員の宿泊費について指摘がありました。

この事により、令和 2 年度から町雇用の臨時職員が修学旅行に引率する場合の旅費の取扱いを変更いたします。

令和元年度まで	…	宿泊	12,000 円×泊数×人数（上限額支給）
		日当	2,000 円×旅行日数×人数（全額支給）
		↓	↓
令和 2 年度より	…	宿泊	<u>実宿泊費＋夕食代＋朝食代のみ支給（実費支給）</u>
			予算計上時に金額がわかる場合は、実際の宿泊費を計上する。
			不明の場合は、上限 12,000 円を計上後、支出時に実費を支出する。
		日当	2,000 円×旅行日数×人数（全額支給）※変更なし

これまで宿泊費として 12,000 円を支給していましたが、実際の宿泊費は 6,000 円～8,000 円程度となっていますので、四万十町一般職の職員の旅費に関する条例第 36 条〔旅費の調整〕に基づき、差額分は支給しないとする取扱いとします。

ご理解・ご協力のほど宜しくお願い致します。

四万十町教育委員会事務局
学校教育課
TEL：0880-22-2594
FAX：0880-29-0073